

## 第2回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会

令和6年5月20日（月）15時00分～  
県庁北庁舎2階危機管理センター「プレスルーム」

### 1 開会

**事務局：災害対策課 渡邊主幹**

定刻となりましたので、第2回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会を開催します。本日の司会進行を務めます福島県災害対策課の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席者について御報告いたします。本日は、出席者名簿のとおり、12名の委員で原田委員を除く11名の委員の皆様に御参加いただいております。北村委員、葛西委員、村崎委員はオンラインでの参加となります。それでは、次第に従い進行してまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

### 2 新委員紹介

**事務局：災害対策課 渡邊主幹**

次に、新委員のご紹介をさせていただきます。木幡前委員の人事異動に伴い新たに委員となられた酒井祐一委員です。酒井委員は、今年度から木幡前委員の後任として、教育庁健康教育課主幹に着任されました。

酒井委員、一言御挨拶をお願いいたします。

#### **酒井委員**

御紹介いただきました教育庁健康教育課の酒井と申します。  
前回、前主幹の代理ということで、出席させていただきましたが、自分自身が委員になるとは思っておりませんでした。学校の立場として、様々な視点から、安全についていろいろ発言させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

**事務局：災害対策課 渡邊主幹**

ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。議事の運営につきましては、設置要綱第4条第1項の規定により、武田委員長をお願いしたいと存じます。

### 3 議事 福島県防災基本条例（仮称）について

#### 議長：武田委員長

それでは早速、議事に入らせていただきます。

今日は資料を幾つか用意していただきました。前回、様々な御意見をいただきまして、そして検討委員会の最後に、次回には、取りあえず考えられる資料を用意していただきたいとお願いしました。福島県防災基本条例（仮称）について、本日はイメージ図（案）と条例の要旨（案）を事務局に作成していただきました。これから議論が本格化する中で、決まっていくわけですが、たたき台ということでこのような資料を事務局が作成したということで御理解ください。今回の資料を基に「こういう書き方のほうがいいのではないか」、「こういう内容を盛り込んでほしい」等、様々な御意見をいただいて、次回へと繋げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の1・2につきまして、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局：災害対策課 佐久間課長

説明の前に御挨拶申し上げさせていただきたいと思います。4月の人事異動により、災害対策課長に着任しました佐久間です。委員の皆様、本日、よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

A3の大きい色刷りとなっております資料1の福島県防災基本条例（仮称）構成イメージ図（案）と、A4縦の資料2の福島県防災基本条例（仮称）要旨（案）を基に説明いたします。

まずはA3縦の資料、こちらは防災基本条例構成のイメージ図になってございます。大きく分けると、「前文」、「第一章総則」、そして「第二章各主体の取組」の大きくこの三つの構成で条例を考えております。武田委員長からお話があったけれども、これをたたき台にして、皆さんから、構成に関する御意見を承りたいと思っております。まずは前文のところを御説明申し上げますと、前回の委員会での検討会でも申し上げましたが、福島県は平成23年の東日本大震災以来、地震・津波被害からの復興、原子力発電所の事故への対応をしてきたところでございます。しかし令和元年から、毎年のように、大雨や地震といった自然災害があり、近年、自然災害が頻発化しております。そして、それぞれの災害が激甚化しているという状況を踏まえまして、「県として、改めてこの災害に対しての県民の主体とした取組が必要なのではないか。」ということで、この基本条例を作成しようというふうに考えております。改めて災害に対する備え、啓発をするとともに、災害に強い福島県に向けた取組が必要だと考えております。そのためには、県民自らが自らを守る自助、地域住民が相互に協力しつつという観点から共助、そして、市町村、県も含めてですけれども地方公共団体が担う公助、この三つの特性を生かして取り組んでまいりたい。この取組によ

って災害による被害を最小限にとどめていきたいと思っ

ています。改めて県民の生命、身体、財産を守るために、災害に強い福島県を目指すため、この条例を制定するということを前文には記載しております。

続きまして、第一章総則に移りますと、前文で書かれました内容をより具体的に示しております。大きく分けると、4つになっておりまして、「目的」、「定義」、「基本理念」、「各主体の役割」です。前回の検討会の中で説明させていただいた際には、それぞれの災害対応、例えば災害予防、発災した後の応急対策、復旧・復興対策、そして教訓伝承ということで、時間軸に沿った局面に応じて、内容を整理していくことを皆様に御提示させていただいたところですが、この条例の主体を県民におきたいということ、及びそれぞれの役割を担われている方々が見て分かりやすいような構成にしたいということで、武田委員長に相談に乗っていただき、第二章の部分各主体ごとに「担っていただきたい」、「取り組んでいただきたい」内容を整理するような構成にさせていただいているところでございます。

個々具体に見てまいりますと、資料2の細かいところを見ていただきたいのですが、総則につきましては、資料2の2ページ目から書かれております。この条例の目的が書かれております。記載させていただいたとおり、それぞれの主体が連携して防災体制の推進による災害に強い福島県を目指していきたいということを1項目に挙げさせております。主体としては、事業者、自主防災組織等、災害ボランティア、社会福祉協議会、消防団、学校等の設置者等、そして市町村、県という10の主体を皆様にお示ししているところでございます。今回、この条例は、それぞれの主体が基本的な役割に取り組んでいただきたい内容を示していくことを目的としております。

3ページ目には、それぞれの言葉の定義を入れさせていただいております。法律、規定に沿って定義できるものはできる限り規定に基づく定義をさせていただいております。

4ページ目には基本理念を書かせていただいております。この条例をつくるにあたっての考え方でございますが、防災の取組として、先ほど申し上げた生命・身体の安全の確保を最優先とし、被害の最小化を図っていきたいと思っております。また、それぞれの主体の最小の構成員である「県民一人一人に寄り添った防災対策を行うこと」、その防災対策を行うに当たっては「科学的知見、過去からの災害で得られた教訓を防災対策に生かすこと」とこの条例の基本理念を示しております。

5ページ、から、6ページにかけては、それぞれ主体の役割について記載させていただいております。例を申し上げますと5ページ、第4条のところには、県民の役割を示させていただいております。県民の方々に求める役割としては、「自分自身と、家族の生命、身体及び財産を自ら守る」という役割を今回、示しております。以下、事業者、自主防災組織等の役割、5ページ、6ページに記載させていただき、そして、7ページ以降につきましてはその役割を果たすために、こういった取組を県民や自

主防災組織等のそれぞれの主体に具体的に求めていきたいかについて整理させていただいた内容を記載させていただいております。

また、県民の取組について例示をさせていただきますと、7ページ目、第14条に書かれています。「防災知識の習得」や第15条に記載しております「避難行動の事前計画及び訓練」というものであります。今までの経験、取組をそれぞれの主体に合わせて今回、整理をさせていただいたというところでございます。事務局からの説明は以上です。御意見よろしくお願いたします。

#### **議長：武田委員長**

それでは、資料の1と2につきまして、御意見・御質問をお願いします。

#### **篠原委員**

6ページの第9条に「社会福祉協議会は、地域福祉の推進の観点から、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため」となっている、しかし、社会福祉協議会は、生命や財産は守れないと思います。ここを「福島県民、誰もが安全で安心して暮らせるために」というような、文言をいただくとありがたいなと思います。災害の際に生命・財産を守るというのは社会福祉協議会の主旨から外れているように感じます。ただし、ボランティアの活動支援は、積極的に実施していくと考えるので、御検討よろしくお願いたします。

#### **議長：武田委員長**

そうしますと第9条の、「地域福祉の推進の観点から」という記載はよろしいでしょうか。

#### **篠原委員**

社会福祉協議会というよりも、やはり自治体が安全を守ることが大事だと思います。ですから、この件は「地域福祉の推進」を、除いてもらっても構わないと思います。

県民の生命身体財産を守るためということではなく、県民の安全安心な暮らしのために国、県、各市町村等の関係機関との連携を密にするというのがいいのではないかと思います。社会福祉協議会が、見守り安全確認とかそういったことを実施できる状況ではないです。ただ、通常時の安否確認とかそういったものは、やはり民生児童委員が実施したいということなので、あくまでも、個人の生命、財産を社会協議会が守るということは、荷が重すぎる、無理なことだと思う。その辺を検討していただきたい。

**議長：武田委員長**

御意見ありがとうございます。事務局、回答してください。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

御意見ありがとうございます。委員がおっしゃるように、できる限り、寄れるものは寄って整理をしてみたところでございますけども、実現不可能なことを条例に盛り込むというのが難しいというのは確かにおっしゃるとおりですので、表現について改めて検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**篠原委員**

社会福祉協議会が生命・身体・財産を守るという旨の記載があるが、やっぱりそれは県民自身が守るべきことが正しいのかなと思います。社会福祉協議会の責任というか、それはこの文面からは外れると思う。

**議長：武田委員長**

表現については、検討が必要だと思います。それでは他に御意見をどうぞ。

**小松委員**

地区防災計画についてですが、前回、葛西委員からお話があって、地区防災計画が、11ページの自主防災組織等の中に位置づけられました。これは結構だと思います。ただ、地区防災計画の作成を自主防災組織等の取組だけに盛り込んで、地区防災計画が本当に作成できるのかということもございます。これについては多分、1番詳しいのは葛西委員と思いますが、地区防災計画の作成を自主防災組織等の取組の中だけでいいのかを、私のほうから葛西委員にお尋ねしたいです。

**葛西委員**

今おっしゃっていただいたとおり自主防災組織だけで地区防災計画の作成を行うのは荷が重いと思います。各主体の取組のところに、地区防災計画の共同作成といった項目を入れていただけると、地区防災計画は住民だけのものというよりかその周辺の事業所の方も一緒につくる場合もあるかと思えますし、県や市町村の支援もいただくことになるかと思うので、今おっしゃってくださったとおり、各主体の取組にこの項目があるというのがいいかなと私自身も思いました。

**議長：武田委員長**

ありがとうございます。他に御意見ございますか。

### 小松委員

18ページの市町村の取組のところですね。やはり自主防災組織が作成する地区防災計画の支援というものを、盛り込む必要があるのではないかというふうに思います。もちろん、各市町村は地域防災計画を作成し、着実に実行する責任を負います。やはり、地域防災計画の下に地域住民の方々を巻き込んで地区防災計画が策定されることが、より県民の安全・安心、生命を守ることにつながると思います。葛西委員からの御意見がございましたように、市町村からの支援がないとなかなか作成は難しいと思う。作成に対する支援の条文を盛り込んでもいいと思います。

### 議長：武田委員長

ありがとうございます。市町村の取組にも地区防災計画の支援を入れたほうが良いのではという御意見でした。

### 小松委員

第49条の②の記載は「自主防災組織等の活性化」ではなく、「自主防災組織が作成する地区防災計画策定への支援」といった具体的な記載にしたほうが良いのではないかと思います。

### 議長：武田委員長

事務局どうですか。

### 事務局：災害対策課 佐久間課長

自主防災組織等ということで代表的な例を挙げております。定義をみていただくと、自主防災組織だけでなく、様々な活動団体、個人を想定しています。わかりやすい表現を検討したいと思います。

次に市町村の取組への御意見ですが、「地区防災計画の作成への支援」は重要であると考えます。委員会を通してこのような御意見をいただけるとありがたいです。

### 篠原委員

自主防災組織において、活動実態がない組織もあるので活動がなされるよう指導を強める必要があると思っています。機材の購入等をするだけの形だけの自主防災組織はあまり意味がないです。条例として「自主防災組織の強化する」という意思を持って進めていかなければならないと思う。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

実行性のある自主防災組織づくりを県としても推進しております。例えば防災士を対象とした地域防災サポーター制度がございます。自主防災組織とコミュニティとニアリーイコールの関係があります。篠原委員がおっしゃるように実行性のある自主防災組織を現在、進めているところでございます。そのような部分について条例の中により具体的に盛り込んでいければと思います。ありがとうございます。

**議長：武田委員長**

他の御意見・御質問ございませんか。

**佐藤委員**

資料1の各主体の取組の記載があります。自主防災組織、防災士、災害ボランティアの記載がありますが、防災士はこの3ついずれにも該当する場合があります。この3つの主体をすみ分けするのはなかなか難しいなと思います。

5ページの防災士の役割について、第7条の記載については、防災士は平常時だけでなく、災害時も活動することが望ましいとされています。具体的には避難誘導がございます。そのため「地域の実情に応じて、平常時または災害時において防災・減災対策の推進に寄与するよう努めるものとする」という記載だといいたと思います。災害時も活動したいと考えている防災士も多いです。

**議長：武田委員長**

防災士は、個人の資格であり、志と知識を持って防災に取り組んでいる方々だと思います。その力を引き出し切れてないというのが現状としてあると思います。県としては、防災士の育成と地域との連携支援という取組を進めていきたい、そういった思いを含めて条例には書いておりますので、表現については、今後検討していければいいなと思います。

**佐藤委員**

第4節の記載について、防災士が積極的に自主防災組織への貢献、参画することに関する記載があるといいなと思います。また、避難行動要支援者への支援についても民生委員や市町村では対応しきれていないという現状があると思いますので、「防災士は、災害時における地域住民の避難支援及び避難行動要支援者の避難支援を行う」といった役割についても個人情報課題もありつつ、記載の検討をしていただきたいです。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

防災士の積極的な活動に関する御意見、ありがとうございます。表現については、検討させていただきたい。一方、防災士の方は個人の活動でございますので活動に際しての自身の命を守る事等、そういった部分を踏まえて、表現について事務局で確認をしたい。

**篠原委員**

現在、県内に防災士は何名ぐらいいるのでしょうか。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

県内に約4,300名がいらっしゃいます。

**篠原委員**

防災士が人口の多い地域に集中しており中山間部に少ないという場合には、中山間部においては避難行動への支援は難しいと思います。防災士の育成が重要だと思います。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

ご指摘ありがとうございます。防災士の一部の地域へ集中しており、人口が集中していない地域ではそもそも手がいなのではないかというのは懸念事項でございます。防災士の偏りを確認した上で、その地域でできることを整理し、表現できることは条例に表現していきたいと思っております。

**篠原委員**

民生児童委員も県内に4,853名います。その中で各市町村の避難行動要支援者への対応もなかなか難しいという現状があります。前回も民生児童委員1人で10人以上を担当しているが、災害時にはとても対応できないという現状を発言したところです。やはり、地区住民の協調が必要であり、県民の取組事項としては必要だと感じます。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

ありがとうございます。本条例では住民の地域への関わりを重視しており、県民の役割、取組について防災の観点から整理していきたいと思っております。

**議長：武田委員長**

他に御意見、ございますか。

### 浜崎委員

前文においては、これまでの災害に関する記載があるがそれらから見えてきた課題に関する記載がなく、突然、県民の啓発の必要性に関する記載になっています。県民にとってもわかりやすい表現にすることが重要だと感じます。

### 議長：武田委員長

現在の前文は箇条書きになっていますが、実際の条例文ではきちんと文章化されます。前文は非常に重要であると認識しており、きちんと文章化した前文に対して再度、御意見をいただきたいと思います。事務局、回答してください。

### 事務局：災害対策課 佐久間課長

今回の要旨では、前文のキーワード、大まかな流れについて提示させていただきました。まだまだ書き足りないことはあります。その部分については、前文の文章化する際に反映させていきたいと思っています。

### 浜崎委員

定義の記載について、災害対策基本法第〇条との記載があるが、県民は法律まで調べてその内容を見るという方はそこまでいないと思う。後ろに参考資料をつける、わかりやすい表現を使う等工夫をしてほしいです。

### 議長：武田委員長

災害対策基本法が読み慣れていれば詳しく書くよりも現在の書きぶりのほうがスッキリすると思いますが、県民に馴染みが無いのも事実です。その点については、工夫が必要だと思います。

### 事務局：災害対策課 佐久間課長

県民への分かりやすさの重要性を認識する一方、こちらは理念条例でございます。そのため後ろに参考資料をつけること等については、県の法務担当を含めて検討させていただきたいと思っています。

### 安田委員

定義については、分かりにくいと感じます。県民が分かりやすいように記載してほしいです。災害ボランティアについて、前回の委員会ではボランティアを統括するNPOのような組織を想定しているという話であったが、定義の中にはこのような組織の定義についても追加したほうがいいと思います。ボランティアの役割を見ると個人的なボランティアを想定しているのかと感じます。

県の責務の中で「市町村を包括する広域的地方公共団体として」という記載がある。これは県の立場として当然だと思います。特に小規模自治体においては、自主防災組織や防災士の方の活動は難しいという実態を踏まえ、県の取組の中で広域的な連携に関する記載を検討してほしいと思います。今後、自主防災組織や防災士の育成を推進する状況にあっても災害は待ってくれません。小規模自治体については広域的な連携が必要です。また、大規模災害時には自治体の規模によらず広域的な連携が必要になります。そういった状況を踏まえ、県の取組の中で広域的な連携に関する記載を検討してほしいと思います。

#### **事務局：災害対策課 佐久間課長**

分かりやすい表現については、念頭に置きたいと思います。

次に災害ボランティアについてです。私もこれを整理する際には想定しているのが団体なのか個人なのかについて頭を悩ませました。ボランティアセンターがあればボランティアの組織的活動は可能であると思います。しかし、ボランティアは一般的に防災士と同じように個人という側面がございます。そういったことを踏まえて今回の案では定性的な表現としています。安田委員からのご指摘を踏まえ、検討して参りたいです。県の広域的な責務については、今回の委員会で防災士に地域的な偏り等を、改めて認識したところです。ただ、このことについては、具体的な検討がなされておられませんので、現状を整理したうえで条例への反映を考えていきたいと思えます。

#### **小松委員**

第52条の災害教訓の伝承について記載されています。①伝承施設の整備、②様々な機会を通じた市町村内外への発信とあります。東日本大震災の津波被害のあった市町村では伝承施設を整備しているところもございます。しかし、中通り、会津地方については伝承施設の整備はなじみがない。次代への伝承は重要であるが、伝承施設の整備という具体の部分まで記載するのはいかがなものかと思えます。また、②について市町村内については、伝承は重要であると思うが、市町村外に発信することに努めるというのはイメージが付きません。また、③の災害誌の作成についても作成しているケースがあるが重厚なものからそうでないものまで様々です。しかし、③については県の条例で作るように要請されるものではないと思っています。基礎自治体は住民の安全が最優先であり、言われなくても伝承は行い、災害誌の作成は必要に応じて実施されます。ここで書いている災害については、規模が指定されていないので、あらゆる災害において①～③を実施することは考えにくいのでこの条文は、「次代に伝承するよう努めることとする」程度の記載でいいのではないかと思います。

### 議長：武田委員長

ここは義務として必ずやれという意味ではなく、そういうことを念頭において努めて頂きたいという意味です。おっしゃるように災害の規模に応じず全ての災害について、その都度伝承施設の整備や災害誌の作成はされません。大規模な災害が発生した時に、そこに携わった方々のノウハウや経験というものを次の世代に伝えるとともに、別の地域にも生かしていくというものを想定しております。あらゆる災害の都度、施設を作ったり災害誌を作ったりとは考えておりません。そこはまさに市町村の実情に応じて運用されることが必要だと思います。また、市町村の内外への発信についてです。災害教訓の伝承は意義が大きく二つあると考えています。一つは過去の災害、いま起きた災害の教訓をこれから起きる災害を経験する未来の人たちに伝えるという意義です。もう一つは市町村内で起きた災害を例えば、別の地域でも同じような事が起こった時に参考にしていただくと、こういう意義があると思います。そのため県の取組にも県内外への情報発信の記載があります。伝承施設の整備や災害誌の作成については、市町村と県で同じように取り組んでいきたいと考えています。必要に応じて大きな災害があった場合に取り組んでいくというものだと考えています。事務局、どうですか。

### 事務局：災害対策課 佐久間課長

はい。ありがとうございます。小松委員からのご指摘はごもっともなことで、施設建設や災害誌の作成を強要するというものではございません。ただ、今回、武田委員長からお話もありましたとおり、大規模な災害を我々は想定しております。直近であれば、例として東日本大震災等を想定しておりますので、その際には伝承施設の整備や災害誌の作成といったものに努めて頂きたいと思いで書かせて頂いたところでございますが、一方では、また、言葉足らずというところがございます。例えば、災害の規模ですとか、こういった趣旨なのかを書き下せるとことは書き下して整理したいと思います。

### 小松委員

具体的な①、②、③の記述については、是非避けていただきたいと思います。現実東日本大震災についても、中通り、会津地方において伝承施設が整備されたという話は聞いておりません。県の条例で「努めるものとする」とされると、これからでも作る必要に迫られる可能性があります。もともと県の条例は、市町村に対して押しつけるものではありませんので、県の災害教訓の伝承をいくら書き込んでもそれは結構ですが、同様の物を市町村へ求めるのは違うのではないかと思います。市町村がやらなければならないものは、当然にして書き込みして結構ですが、これは必ずしもそうではないので、「教訓を次代に伝承する」という程度の記載に留めていた

だくということでしょうか。

**事務局：佐久間課長**

はい。小松委員の御意見については、承知しました。

**篠原委員**

防災条例を策定することについては、災害対策基本法において各都道府県に義務づけられているということなのでしょう。

**議長：武田委員長**

災害対策基本法で基本条例の策定が義務付けられてはいません。従って、47都道府県全部がつくっている訳ではございません。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

武田委員長がおっしゃる通り、災害対策基本法では、地域防災計画は、県、市町村、国がつくる事にはなっていますが、一方でこの基本条例は、策定は義務付けられておりません。従って、まだ作っていない県もあり、この基本条例は任意のものとなります。地域防災計画では、県、市町村の役割については、細かく整理されていますが、県民の方々、事業所の方々が、取り組んでいただきたいものを明記したものは無かったかと振り返ったところでございます。改めて令和元年の台風の際に県民の方々が知識、訓練などを踏まえて逃げるところが大事だなという思いに端を発してこの基本条例の策定が必要だなと我々は思っていたところでございまして、条例を検討していただいているところです。

**篠原委員**

はい、そうしますと任意のため策定しない自治体もあるということですね。また、避難行動要支援の名簿作成については、平成26年4月1日に市町村の義務になったと思いますが、名簿作成について福島県59市町村の中には作っていないという市町村もあるのでしょうか。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

59市町村作成済みでございます。

**篠原委員**

作成された名簿については、本人の同意を得たうえで警察や消防等の関係機関に共有されるのでしょうか。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

そのとおりでございます。

**佐藤委員**

災害においては、人命を守ることが一番重要だと思っています。福島県は東日本大震災の時、震災関連死が最も多かったことが報告されています。その原因として避難所での疲弊や、病院も被災したことにより適切な医療を受けられなかったことが考えられます。能登半島地震の時にも災害関連死を少なくしようということは発災直後から言われており、そのためには避難所運営の改善が必要だと思います。11ページの自主防災組織の取り組みには避難所運営マニュアルの作成とあります。マニュアルの作成に関しては、市町村でマニュアルのたたき台を作成したうえで、各自主防災組織で自分の地域の特性に合わせた形にしていくのが必要だと思っています。自主防災組織にマニュアル作成を任せるのは難しいのではと感じます。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

確かに、地域住民の方々には「避難所運営」は馴染みがないものだと思います。要旨に記載した思いとしては、市町村と地域住民を直線的に捉えるのではなく、水平的に捉えていきたいということでございます。地域住民の集合であり、地域の特性への理解が深い自主防災組織に市町村が水平的に関わっていくというものとイメージしています。ただし、ひな形の作成等については、県や市町村が積極的に関わっていくことが考えられます。そうすると市町村への取組にも記載が必要かどうか等は全体のバランス感を考慮しながら進めていきたいと思っています。

**佐藤委員**

市町村の取組にも避難所マニュアルの作成を入れてもらえるといいなと思います。自主防災組織も活動に積極的な組織もあればそうでない組織もある。積極的でない自主防災組織においては、市町村の支援が必要になってきます。そして実際の避難所の開設・運営にはさらに防災士や災害ボランティアが関わっていくというのが良いのではないかと思います。

**議長：武田委員長**

避難所運営については、基本的には市町村の役割でございます。しかし、市町村の職員だけが避難所運営業務に従事すると他の災害対応に手が回らないという現実もあります。避難者や自主防災組織、防災士がマニュアルに沿って市町村に協力する形になっていくかと思っています。そのあたりについてイメージがつきやすいように条例への記載の工夫が必要です。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

事務局としてもそのような視点を踏まえて、条例作成を進めたいと思います。

**浜崎委員**

今の話題について、自主防災組織の立場から。実は地区の避難所には他の地域の住民の方等も避難されてきます。そのため、その地域の自主防災組織のみでマニュアルを作成するのはどうかなと思います。当然、避難所運営に積極的に関与するという自主防災組織の役割としてはあります。そのような表現でお願いしたい。

また、佐藤委員から「防災士にはもっと様々な場面で活躍が期待できるのではないか。」という話がありましたが、防災士から支援を受ける市町村や自主防災組織がどのように防災士の方に入ってきてもらうかということが書かれておりません。例えば、自主防災組織では32条のところに「連携」のことについても記載があるといいと思います。本宮市を例に挙げると、市として防災士がどこにどの程度いて、どのような活動をしているのかを把握できておりません。防災士が活躍しやすい環境作りが重要です。「連携して活動する」という文面が各取組にあるとお互いに連携しやすいのではないかと思います。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

自主防災組織に関することをございました。確かに1つの自主防災組織でできること、できないことがございます。その辺りのコーディネートをどの主体にお願いしていくかということも考えていきたいと思います。

防災士の活用については、防災士のできることの整理とその活用についてこの条例で反映できる部分については、反映していきたいと思います。

**議長：武田委員長**

他に御意見・御質問ありますか。

**酒井委員**

学校関係になります。第8節の記載をみると「学校の取組」ではなく、「学校等の設置者等の取組」となっております。学校の設置者については、公立であれば市町村や県になります。市町村・県の取組と学校等の設置者の取組は被っているのではないかと感じましたが、私立や認定こども園もあるので学校等の設置者等の表現になっているのかと思います。例えば災害対応マニュアルの作成については、県では作成しないと思います。学校がその地域の実情に合わせて作成している状況にあります。私立や認定こども園については、そこまで徹底されていないというのが実情であり、条

例への記載により作成を推進できると思います。全体を見ると、既に取り組みられていることでもあります。

避難所としての活用については、体育館等を避難所として利用する例は多く、この記載はもっと厚くできないかなと感じます。

また、第47条の②（「学校再開等に関する専門知識や経験を有する教職員の活用」）はどのような人材を想定しているのか教えていただきたい。

#### **事務局：災害対策課 佐久間課長**

能登半島地震の際に他県の教職員が派遣されたものをイメージしております。通常科目の先生なのか心理カウンセラーなのか等については、その時のニーズによるかと思っております。人材については、県外からだけでなく、県内からも人材を派遣もあり得ると考えています。被災市町村に県内外から支援を向けるということを想定しております。

#### **酒井委員**

イメージがつかしました。能登半島地震においても多くの教職員が支援に向かった例は承知しています。

#### **小松委員**

公立の場合、学校等の設置者は市町村、県となります。ただし、記載の中身は学校の耐震化を除いて、教育委員会の取り組みです。教育委員会が一義的に対応することであり、設置者ではない。従って耐震化に関する記載以外は、「学校等の取組」の中で第45条のみが「学校等の設置者」の取組ではないかと思われます。また、「学校等の設置者等」の最後の「等」は不要だと思う。

#### **事務局：災害対策課 佐久間課長**

学校等については、小・中・高・大学のみならず専修学校、保育所、学童も含めて考えております。小松委員におっしゃるように設置者ができることとできないことについては、整理したうえで記載の書き分けを検討いたします。

実災害において、避難所の活用においては学校が非常に大きな役割を果たします。一方で、学校教育を早期に再開することも重要でございます。この2つの関係が悩みの種。実態に応じて動きやすい書き方の工夫が必要になると思います。

#### **佐藤委員**

福祉避難所についての記載は条例に盛り込むのかをお聞きしたい。各市町村で指定していると思うがその情報を開示しないという市町村もあり、どこに避難すれ

ばいいか分からないというケースもありました。県として福祉避難所・指定避難所のあり方について条例に盛り込まないのかをお聞きしたい。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

福祉避難所の重要性は重々、承知しております。計画に基づいた役割分担の記載については、記載の余地はあると思う。検討を進めて参ります。

**小松委員**

具体的な取組までこの理念条例に書くかどうかという議論があります。この理念条例の下に地域防災計画があり、具体的な取組について記載しております。そのような条例と地域防災計画との関係性もあり、この条例にどの程度具体的に取組を記載するのは検討が必要だと思います。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

この条例は理念条例でございます。地域防災計画に記載されていない取組については、反映できる可能性がございます。この条例の中心の主体は県民としたいと考えております。中心の主体である県民が福祉避難所にどのように関わっていくかという記載であれば、公助の記載が中心である地域防災計画とのすみ分けは可能であると考えています。ベースは常に地域防災計画としたうえでこの条例の記載事項については検討したいと思います。書くべきか書くべきでないかも含めて議論を進めてまいります。

**議長：武田委員長**

オンラインで参加されている委員の皆様は、御意見・御質問ございませんか。

**葛西委員**

議論を聞いていて、「学校等の設置者等」の定義づけが必要だと感じました。

16ページの取組について、「連携」の項目が必要なのではと感じました。避難所運営マニュアル作成の際には、学校にも参加していただくことが重要だと思います。マニュアル作成時の学校の参加は負担増になるが、参加することで学校の目的である生徒の安全確保や早期の授業再開にもつながります。また、避難所運営訓練の際に学校が参加するような記載があるといいと思います。また、消防団の優先事項は消火だとは思いますが、地区防災計画の策定の場面に参加することも必要だと思っております。参加した際に、消防団の役割について、きちんと伝えることが重要です。「関係機関との連携」の中に「地区防災計画会議への参加」に関する記載が必要だと感じました。社会福祉協議会も同様に地区防災計画作成時に参加し、社会福祉協議会として

できる取り組み、必要な支援等についての発言の場になるといいかと思っています。

19ページの県の取組においても佐藤委員から防災士との連携というキーワードがありました。防災士の方々は、具体的に地域にどう入っていけばいいかという課題を抱えており、県でも地域防災サポーター制度によりその課題への対応をしているかと思っています。県の取組として「地域防災サポーター制度の促進、登録推進」と「地域防災サポーターと地域組織をつなげる」という記載があるといいのではと感じました。この記載により県が行う防災士と地域組織の連携支援の取組がより具体的にになると思います。

#### **事務局：災害対策課 佐久間課長**

ご指摘いただいた点を参考に条例文の作成を進めていきたいと思っています。

#### **北村委員**

福祉避難所は重要だと思っています。11ページの避難所運営については、あくまで市町村が主体となり、自主防災組織は協力するという立場なのかと思います。また、福祉避難所の記載が入るとしたらここだと思います。東日本大震災の際には福祉避難所は1カ所も開所されず、台風19号では開設されました。福祉避難所について記載することが県民の生命を守ることに繋がると思います。そもそも福祉避難所がどのようなものか分からないという県民もいらっしゃいます。市町村がどのタイミングで福祉避難所を設置するかという議論がありつつ、設置された場合の周知も重要だと思います。福祉避難所に関する条文はあってもいいのかと思います。

8ページについて、県民が主体的に避難所運営に関与することは重要です。その上で、追加の視点として「男女のニーズに配慮した取り組み」や「男女の役割を固定化しない」等の男女に関する視点があるといいと思います。

また、資料1のイメージ図について、第二章の各主体が並列的に書かれていますが、県民が中心の主体であることが伝わるような概念図だとよりいいと思います。また、県民の生活再建に関する記載が少ないように感じます。生活再建を見据えた事前復興の取組も含めて記載があるといいと思います。

#### **議長：武田委員長**

事務局、回答してください。

#### **事務局：災害対策課 佐久間課長**

福祉避難所と防災における男女のニーズ、生活再建については地域防災計画と本条例のバランス、役割の違いを見据えつつ、検討を進めたいと思います。また、イメージ図については自助がこの条例において重点を置いていることが分かるよう工夫

したいと思います。

**議長：武田委員長**

村崎委員はいかがでしょうか。

**村崎委員**

事業者としての取組について、9ページの第25条③（災害時に自動又は一括で火気の使用停止、ガス、電気の遮断をする体制の整備）については、究極的には例えば「発災時に自動で電気のブレーカーがおちて一括で停止する」ということがガス等についてもできればいいと思います。そのような書きぶりにしてほしいです。

また、能登半島地震でも道路の通行止めが発生しました。行政と業者の連携による早期の道路復旧が必要だと感じております。また、道路の早期復旧について地区防災計画に反映されることで町全体の防災力の強化につながると思います。反映できるかどうかは別として、道路の確保は重要です。

**議長：武田委員長**

事務局、回答してください。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

ブレーカーのような表現については、今後考えていきたいと思います。道路の確保については、能登地震でもその重要性が再認識された所でございます。本条例に反映はなかなか難しいと思うが、県土木部で道路の確保については、積極的に取り組んでおります。後日、情報共有させていただきます。

**議長：武田委員長**

ほかに何か御意見・御質問ございますか。

(なし)

本日は、様々な角度から率直な意見が出ました。本日の意見を踏まえて、事務局において条例案の作成作業を進めてください。本日、欠席された委員とも情報共有をして必要に応じて意見を聞いてください。事務局においては、条例の素案を作成していただき、次回の検討委員会で委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。事務局は条例素案の作成準備を進めてください。

**議長：武田委員長**

その他について、事務局からお願いします。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

委員長からご指摘いただいた点は事務局として準備を進めて参ります。また、次回の検討委員会の開催は7月頃を予定しております。日程調整については、後日、実施させていただきます。引き続き、よろしくお願いいたします。

**議長：武田委員長**

その他、全体を通して何かございますか。

**小松委員**

条例については、全市の意見を確認する必要があると思っております。7月に提示された条例素案により各市への照会を進めていくということによろしいでしょうか。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

その方向で進めさせていただき、必要に応じてご相談させていただければと思います。

**小松委員**

必要に応じ、協議します。

**議長：武田委員長**

そのほか、何かございますか。

(なし)

以上で本日の議事を終了し、議長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。事務局お願いします。

## 4 その他

**事務局：災害対策課 渡邊主幹**

以上をもちまして、第2回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。この後、報道の皆様には武田委員長と災害対策課長の佐久間が取材をお受けいたします。準備完了までお待ちください。

(第2回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会終了)